Ⅲ　業務運営の効率化に関する事項

高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く。）については３％、その他は１％の業務の効率化を図る。

55の国立高等専門学校が１つの法人にまとめられたスケールメリットを生かし、戦略的かつ計画的な資源配分を行う。

また、業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。

さらに、平成19年度に策定した随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、随意契約見直し計画の取組状況をホームページにより公表する。

Ⅳ　財務内容の改善に関する事項

１　自己収入の増加

共同研究、受託研究、奨学寄附金、科学研究費補助金などの外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入の増加を図る。

２　固定的経費の節減

管理業務の合理化に努めるとともに、定員管理や給与管理を適切に行い、教職員の意識改革を図って、固定的経費の節減を図る。

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの５年間で５パーセント以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年７月７日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとする。

また、国立高等専門学校機構の給与水準については、「独立行政法人国立高等専門学校機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」における指摘事項を踏まえた見直し案を踏まえ、引き続き適正化に取り組む。

公　告

諮　詢　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２７号

和歌山県新宮市新宮3549番地

債務者　峯　たか子

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　楠見　宗弘

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月29日午後１時45分

６　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２８号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神429番地、前住所和歌山市西庄1056番地の90

債務者　畑下工務店こと　畑下　公志

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　小島　亮一

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年９月29日午後２時

６　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１９７８号

神奈川県鎌倉市七里ガ浜１丁目８番５号

債務者　小山　脩

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　長谷川範子

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月５日午前11時

６　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９４０号

神奈川県大和市下鶴間3837番地10

債務者　三宅　雅宏

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　濱田　　崇

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月７日午後２時30分

６　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６９号

熊本市龍田陳内２丁目24番12号　リアフォーリスト101

債務者　境目　圭祐

１　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森山　義文

４　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月13日午後２時

６　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５６６号

熊本市新外１丁目２番35号

債務者　南　　昭治

１　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　森　　徳和

４　破産債権の届出期間　平成21年９月15日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月13日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成21年10月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５１０号

熊本市兎谷１丁目３番130号

債務者　田嶋　七郎

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　吉井　秀広

４　破産債権の届出期間　平成21年９月７日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月16日午後２時

６　免責意見申述期間　平成21年10月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５８６号

熊本市長嶺南４丁目９番88―901号

債務者　小山　高平

１　決定年月日時　平成21年８月３日午後３時30分

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　三浦　宏之

４　破産債権の届出期間　平成21年９月24日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月20日午前10時

６　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２１号

千葉県我孫子市天王台４丁目３番17―405号コーポラスオネスト、住民票上の住所千葉県我孫子市中峠1118番地

債務者　海老原浩**徳**

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　内藤　　潤

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年10月30日午後３時15分

６　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第１９１８号

横浜市都筑区川和町2577番地16

債務者　安藤　リサ（旧姓小山）

１　決定年月日時　平成21年７月31日午後４時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。

３　破産管財人　弁護士　水野千彩子

４　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで

５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成21年11月２日午後１時30分

６　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部